



子供がいなくても 相続なんて関係ない



と思ったら大間違い!

まだ間に合う 相続対策のススメ

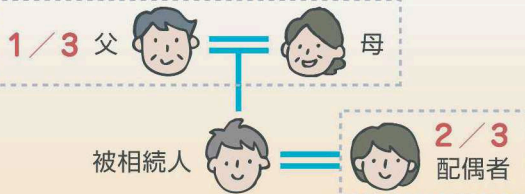
「子供がいなくても 相続なんて関係ない」と思っていますか?



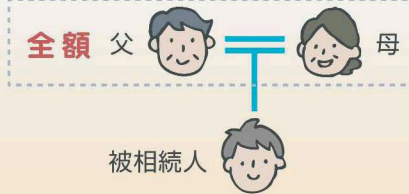
実は! 子供がいなくても 相続は発生するんですよ。

子供がいなくてもの法定相続人

ケース① 親・配偶者がいる場合



ケース③ 親はいるが配偶者はいない場合



ケース② 親がない場合



ケース④ 親・配偶者がいない場合



例えば子供がいなくても、遺産の4分の1を亡くなった配偶者の兄弟が取得することになります。不動産の場合は、配偶者の兄弟との共有になってしまい、売るに売れなくなることもあります。配偶者にすべての遺産を相続させるように分配案を考えておく必要がありますよね。

「相続」が「争族」とならないために…事前の準備が大切です。



相続に関するプチ知識習得
小冊子プレゼントの
ご案内もございます!

まずは無料の相続診断を!



お客様第一主義。

株式会社 西王不動産

山形県知事(8)第1598号 (社)山形県宅地建物取引業協会会員

土日祝も営業中!!

〒990-2323 山形市桜田東4丁目9番23号

TEL: (023)-641-9772

FAX: (023)-641-9776

